



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社日立国際電気
代表者名 執行役社長 佐久間嘉一郎
(コード番号 6756 東証第一部)
問合せ先 法務・CSR本部長 奥吉 章二
TEL 03-6734-9401

HK Eホールディングス合同会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

HK Eホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者が本日付で公表した「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」の通り、公開買付者が本公開買付けに係る買付条件等の変更を決定したことを受け、当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 29 年 10 月 11 日に公表いたしました「HK Eホールディングス合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「平成 29 年 10 月 11 日付当社プレスリリース」といいます。）において既にお知らせしております、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これに伴い、平成 29 年 10 月 11 日付当社プレスリリースの内容を変更いたしますので、下記の通りお知らせいたします。また、公開買付者は、本日の本買付条件等変更（後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 意見の内容」において定義されます。）後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、本公開買付け価格を含む本公開買付けの経済的条件を変更することは一切予定していないとのことですので、併せてお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

(訂正前)

(前略)

なお、本日公開買付者が公表した「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」）といいます。）によれば、本公開買付け及び後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(c) 平成 29 年 8 月 9 日以降の経緯」の「(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得」に記載のその後に予定された一連の手続を経て、当社を完全子会社化することを企図し、当社株式が上場廃止となる予定であることを

前提として、本公開買付けを行うとのことです。なお、当社の親会社である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）は、本公開買付けに応募しないことを公開買付者と合意しているとのことであり、また、当社は、本公開買付けの成立及びその後の本株式併合（後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じとします。）の効力発生を条件として、日立製作所が所有する当社株式の全てを当社が取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）を予定しております。当社は、公開買付者からの提案を踏まえて、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、本公開買付け及びその後の本株式併合の成立を条件として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づき、当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替える予定です。当社は、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資」といいます。）並びに本自己株式取得を付議議案に含む臨時株主総会を、本公開買付けの成立及び株式併合の効力発生を経て当社の株主が公開買付者と日立製作所のみとなった後、平成 30 年 3 月下旬までを目途に実施する予定です。また、公開買付者によると、本自己株式取得により当社が公開買付者の完全子会社となった後に、公開買付者を承継法人とする当社成膜プロセスソリューション事業の吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）並びに公開買付者による当社株式の 20%ずつの日立製作所及び日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」といいます。）が管理・運営・情報提供等を行うファンドが出資するHVJホールディングス株式会社（以下「HVJ」といいます。）への譲渡が実行され、かかる譲渡の完了後、当社株式の 60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り 20%をHVJがそれぞれ所有することになる予定とのことです。

（後略）

（訂正後）

（前略）

なお、平成 29 年 10 月 11 日付で公開買付者が公表した「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、本公開買付け及び後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びに JIP との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(c) 平成 29 年 8 月 9 日以降の経緯」の「(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得」に記載のその後に予定された一連の手続きを経て、当社を完全子会社化することを企図し、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として、本公開買付けを行うとのことです。なお、当社の親会社である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）は、本公開買付けに応募しないことを公開買付者と合意しているとのことであり、また、当社は、本公開買付けの成立及びその後の本株式併合（後記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じとします。）の効力発生を条件として、日立製作所が所有する当社株式の全てを当社が取得すること（以下「本自己株式取得」といいます。）を予定しております。当社は、公開買付者からの提案を踏まえて、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、本公開買付け及びその後の本株式併合の成

立を条件として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づき、当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替える予定です。当社は、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資」といいます。）並びに本自己株式取得を付議議案に含む臨時株主総会を、本公開買付けの成立及び株式併合の効力発生を経て当社の株主が公開買付者と日立製作所のみとなった後、平成 30 年 3 月下旬までを目途に実施する予定です。また、公開買付者によると、本自己株式取得により当社が公開買付者の完全子会社となった後に、公開買付者を承継法人とする当社成膜プロセスソリューション事業の吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）並びに公開買付者による当社株式の 20%ずつの日立製作所及び日本産業パートナーズ株式会社（以下「J I P」といいます。）が管理・運営・情報提供等を行うファンドが出資するHVJホールディングス株式会社（以下「HVJ」といいます。）への譲渡が実行され、かかる譲渡の完了後、当社株式の 60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り 20%をHVJがそれぞれ所有することになる予定とのことです。

（後略）

2. 買付け等の価格

（訂正前）

普通株式 1 株につき、2,900 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

（訂正後）

普通株式 1 株につき、3,132 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（1）意見の内容

（訂正前）

当社は、平成 29 年 10 月 11 日開催の当社取締役会において、後記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、前記当社取締役会決議は、後記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」記載の方法により決議されております。

（訂正後）

当社は、平成 29 年 10 月 11 日開催の当社取締役会において、後記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、公開買付期間を平成 29 年 12 月 8 日まで延長し、公開買付期間を合計 40 営業日とした上で、本公開買付価格を 2,900

円から 3,132 円に変更することを決定したとのことです（以下「本買付条件等変更」といいます。）。公開買付者は、本日の本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしたとのことです。当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKR のノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、平成 29 年 10 月 11 日付当社プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、前記両当社取締役会決議は、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成 29 年 4 月 26 日付で、当社の親会社である日立製作所及び H V J との間で、日立製作所は、同社が所有する当社株式の全て（53,070,129 株、所有割合（注）：51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容に含む基本契約書（以下「原基本契約」といいます。）を締結しているとのことです。また、公開買付者、日立製作所及び J I P は、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）（後記「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(c) 平成 29 年 8 月 9 日以降の経緯」の「(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。）の引き上げを前提として、平成 29 年 10 月 11 日付で原基本契約の変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております。なお、本変更覚書により変更された原基本契約（以下「本基本契約」といいます。）の詳細については、後記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」及び「9. 今後の見通し」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成 29 年 4 月 26 日付で、当社の親会社である日

立製作所及びH V Jとの間で、日立製作所は、同社が所有する当社株式の全て（53,070,129株、所有割合（注）：51.67%、以下「日立製作所売却予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する予定の自己株式の取得に応じて日立製作所売却予定株式の全てを売却すること等を内容に含む基本契約書（以下「原基本契約」といいます。）を締結しているとのことです。また、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（後記「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(c) 平成29年8月9日以降の経緯」の「(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得」において定義されます。以下同じとします。）の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で原基本契約の変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結しております。さらに、公開買付者、日立製作所及びJ I Pは、本買付条件等変更を前提として、平成29年11月24日付で本変更覚書により変更された原基本契約をさらに変更する覚書（以下「本再変更覚書」といいます。）を締結しているとのことです。なお、本変更覚書及び本再変更覚書により変更された原基本契約（以下「本基本契約」といいます。）の詳細については、後記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」及び「9. 今後の見通し」をご参照ください。

② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等

(c) 平成29年8月9日以降の経緯

(訂正前)

(前略)

これに対し、当社は、かかる本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容（以下「10月11日付業績予想修正」といいます。）の暫定値をKKRに提示した上で、10月11日付業績予想修正、業績予想の修正（7月26日付業績予想修正を含む）の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に渡りKKR及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）に関する協議及び交渉を重ねました。協議及び交渉の結果、平成29年10月4日、KKRは、当社が、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を2,900円、自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）を1,870円とする最終提案を当社及び日立製作所に提示しました。これに対し、当社は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成29年10月11日、当社、日立製作所及びKKRは、本公開買付価格を2,900円とし、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）を1,870円とする合意に至りました。

また、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われております。結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（1,870円）への引き上げ額（159.66円）は、原公開買付価格（2,503円）から本公開買付価格

(2,900円)への引き上げ額(397円)より小さくなっております。

なお、本公開買付けの公表日である平成29年4月26日以降、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案はKKR以外の第三者によってなされておられません。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本公開買付価格及び本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)の引き上げを前提として、平成29年10月11日付で本変更覚書を締結したとのことです。

本基本契約においては、公開買付者による当社の完全子会社化後における公開買付者を承継法人とする当社の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及びHVJへの当社株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手続を予定しています。

(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得

公開買付者からの提案を踏まえ、当社は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する当社株式の全てを取得する予定です。日立製作所売却予定株式の対価の総額である99,241,141,230円を、日立製作所売却予定株式の数(53,070,129株)で除した金額(以下「本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)」といいます。)である1,870円は、本公開買付価格である2,900円より1,030円低い金額です。

(中略)

(イ) 当社事業の公開買付者への一部(成膜プロセスソリューション事業)切り出し、並びに当社(映像・通信ソリューション事業)株式の一部の日立製作所及びHVJへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、当社の成膜プロセスソリューション事業を会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しているとのことです。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する当社(映像・通信ソリューション事業)株式のうち20%ずつをそれぞれ87.68億円で日立製作所及びHVJにそれぞれ譲渡すること(日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡(日立製作所)」、HVJに対する譲渡を「本株式一部譲渡(HVJ)」といい、本株式一部譲渡(日立製作所)及び本株式一部譲渡(HVJ)を併せて、以下「本株式一部譲渡」といいます。)を合意しているとのことです。したがって、これらの譲渡の完了後、当社(映像・通信ソリューション事業)株式の60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り20%をHVJがそれぞれ所有することになります。なお、当該当社(映像・通信ソリューション事業)株式の20%の譲渡価格である87.68億円は、KKR及びJIPからの提案、並びに、日立製作所、KKR及びJIP

との間での協議・交渉に基づき決定したものとこのことです。また、本会社分割時点で当社の商号、本店所在地及び代表者を変更することは、現時点において予定されておられません。

(訂正後)

(前略)

これに対し、当社は、かかる本買付条件等変更前の本公開買付価格の引き上げの意向を受けて、第三者委員会の意見も踏まえつつ、平成 29 年 10 月 11 日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容（以下「10 月 11 日付業績予想修正」といいます。）の暫定値をKKRに提示した上で、10 月 11 日付業績予想修正、業績予想の修正（7 月 26 日付業績予想修正を含む）の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを踏まえて、複数回に渡りKKR及び日立製作所と公開買付価格及び自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）に関する協議及び交渉を重ねました。協議及び交渉の結果、平成 29 年 10 月 4 日、KKRは、当社が、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること等を前提として、公開買付価格を 2,900 円、自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする最終提案を当社及び日立製作所に提示しました。これに対し、当社は、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性について検討をし、平成 29 年 10 月 11 日、当社、日立製作所及びKKRは、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,900 円とし、本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）を 1,870 円とする合意に至りました。

また、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉においては、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために第三者委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われております。結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）(1,710.34 円) から本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）(1,870 円) への引き上げ額 (159.66 円) は、原公開買付価格 (2,503 円) から本買付条件等変更前の本公開買付価格 (2,900 円) への引き上げ額 (397 円) より小さくなっております。

なお、本公開買付けの公表日である平成 29 年 4 月 26 日以降、KKRが提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案はKKR以外の第三者によってなされておられません。

これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）の引き上げを前提として、平成 29 年 10 月 11 日付で本変更覚書を締結したとのことです。

本基本契約においては、公開買付者による当社の完全子会社化後における公開買付者を承継法人とする当社の成膜プロセスソリューション事業の吸収分割並びに公開買付者による日立製作所及びHVJへの当社株式の一部の譲渡を予定しており、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本取引の一環として以下手続を予定していません。

(ア) 当社における本減資及び本自己株式取得

公開買付者からの提案を踏まえ、当社は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、日立製作所売却予定株式の対価の総額である 99,241,141,230 円

から、本株式併合によって日立製作所に対して交付される金額を控除した金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施し、日立製作所がその時点で所有する当社株式の全てを取得する予定です。日立製作所売却予定株式の対価の総額である 99,241,141,230 円を、日立製作所売却予定株式の数 (53,070,129 株) で除した金額 (以下「本自己株式取得価格 (本株式併合前 1 株当たり)」といいます。) である 1,870 円は、本買付条件等変更後の本公開買付価格である 3,132 円より 1,262 円低い金額です。

(中略)

(イ) 当社事業の公開買付者への一部 (成膜プロセスソリューション事業) 切り出し、並びに当社 (映像・通信ソリューション事業) 株式の一部の日立製作所及びHV Jへの譲渡

映像・通信ソリューション事業及び成膜プロセスソリューション事業にとってそれぞれ最適な成長戦略・構造改革を実行するために、公開買付者は、本自己株式取得の完了後、本自己株式取得の実行日の翌営業日付で、当社の成膜プロセスソリューション事業を会社法第 784 条第 1 項に定める略式吸収分割により切り出して公開買付者に承継させることを予定しているとのことです。また、公開買付者は、本基本契約において、本会社分割の翌営業日において、その時点で公開買付者が所有する当社 (映像・通信ソリューション事業) 株式のうち 20%ずつをそれぞれ 87.68 億円で日立製作所及びHV Jにそれぞれ譲渡すること (日立製作所に対する譲渡を「本株式一部譲渡 (日立製作所)」、HV Jに対する譲渡を「本株式一部譲渡 (HV J)」といい、本株式一部譲渡 (日立製作所) 及び本株式一部譲渡 (HV J) を併せて、以下「本株式一部譲渡」といいます。) を合意しているとのことです。したがって、これらの譲渡の完了後、当社 (映像・通信ソリューション事業) 株式の 60%を公開買付者、20%を日立製作所、残り 20%をHV Jがそれぞれ所有することになります。なお、当該当社 (映像・通信ソリューション事業) 株式の 20%の譲渡価格である 87.68 億円は、KKR及びJIPからの提案、並びに、日立製作所、KKR及びJIPとの間での協議・交渉に基づき決定したものととのことです。また、本会社分割時点で当社の商号、本店所在地及び代表者を変更することは、現時点において予定されておりません。

その後、公開買付者は、平成 29 年 10 月 12 日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 21 日、公開買付期間を平成 29 年 12 月 8 日まで延長し、公開買付期間を合計 40 営業日とした上で、公開買付価格を 3,100 円に引き上げる提案を当社及び日立製作所に提示しました。これを受けて、当社、KKR及び日立製作所が公開買付価格に関する協議及び交渉を行った結果、公開買付者は、平成 29 年 11 月 24 日、公開買付期間を平成 29 年 12 月 8 日まで延長し、公開買付期間を合計 40 営業日とした上で、本公開買付価格を 2,900 円から 3,132 円とする本買付条件等変更を行う旨を決定したとのことです。公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付けの経済的条件を最終的なものとし、今後、買付け等の価格を含む本公開買付けの経済的条件を一切変更しないことの決定をしたとのことです。これを受けて、公開買付者、日立製作所及びJIPは、本買付条件等変更を前提として、平成 29 年 11 月 24 日付で本再変更覚書を締結したとのことです。

③ 当社における意思決定の過程及び理由
(訂正前)

(前略)

(ii) 本日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

平成 29 年 9 月 5 日、公開買付者が、公開買付価格を原公開買付価格 (2,503 円) から 2,750 円前後に、自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) を原自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) (1,710.34 円) から 1,810 円前後とする意向を当社に対して連絡したことを受け、当社は、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、当社が設置した第三者委員会から平成 29 年 10 月 11 日付にて提出された答申書 (以下「平成 29 年 10 月 11 日付答申書」といいます。) の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても平成 29 年 4 月 26 日以降、本日までの間に、当社が平成 29 年 7 月 26 日付で「第 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017 年度 (平成 30 年 3 月期) 第 1 四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、本日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本公開買付価格は原公開買付価格 (2,503 円) を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に渡り KKR 及び日立製作所と本公開買付価格及び本自己株式取得価格 (本株式併合前 1 株当たり) に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成 29 年 10 月 11 日付で、当社、日立製作所及び KKR は、本公開買付価格を 2,900 円とする合意に至りました。

また、本公開買付価格について、(i) 後記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の平成 29 年 10 月株式価値算定書 (後記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義されます。) における野村証券による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法 (基準日 2) に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法 (基準日 3)、類似会社比較法及び DCF 法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv) 半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成 30 年 3 月期の当社予想利益水準を平成 31 年 3 月期及び平成 32 年 3 月期において継続して計上する見通しではないこと、(v) 当社がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革およびポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は当社全体の企業価値を毀損しうること、(vi) 本自己株式取得価格 (本株式併合前 1 株当たり) に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む当社に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii) 本公開買付けの公

表日である平成 29 年 4 月 26 日以降、すでに 5 カ月を超える期間が経過しているところ、KKR が提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii) 本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、(ix) 過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、(x) 東京証券取引所市場第一部における当社の市場株価が本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるものの、平成 29 年 4 月 26 日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記(i)～(viii)記載の経緯を総合的に考慮しております。

これらを踏まえ、当社は、平成 29 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、本日時点においても、前記「(i) 平成 29 年 4 月 26 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、当社は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものであると考えております。

当社の前記平成 29 年 4 月 26 日付取締役会決議及び本日付取締役会決議はいずれも、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」記載の方法により決議されております。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（本日）の前営業日である平成 29 年 10 月 10 日の東京証券取引所における当社株式の終値 3,100 円に対して、6.45%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっています。

(訂正後)

(前略)

(ii) 平成 29 年 10 月 11 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

平成 29 年 9 月 5 日、公開買付者が、公開買付価格を原公開買付価格（2,503 円）から 2,750 円前後に、自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）を原自己株式取得価格（株式併合前 1 株当たり）（1,710.34 円）から 1,810 円前後とする意向を当社に対して連絡したことを受け、当社は、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載の通り、当社が設置した第三者委

員会から平成 29 年 10 月 11 日付にて提出された答申書（以下「平成 29 年 10 月 11 日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても平成 29 年 4 月 26 日以降、平成 29 年 10 月 11 日までの間に、当社が平成 29 年 7 月 26 日付で「第 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」、「2017 年度（平成 30 年 3 月期） 第 1 四半期決算補足資料〔IFRS〕（連結）」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成 29 年 10 月 11 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表していることから、これら業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案した上で、本買付条件等変更前の本公開買付価格は原公開買付価格（2,503 円）を相応程度上回る価格とすべきと判断しており、複数回に渡り KKR 及び日立製作所と本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）に関する協議及び交渉を重ねた結果、平成 29 年 10 月 11 日付で、当社、日立製作所及び KKR は、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,900 円とする合意に至りました。

また、本買付条件等変更前の本公開買付価格について、(i) 後記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の平成 29 年 10 月株式価値算定書（後記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義されます。）における野村証券による当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価平均法（基準日 2）に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、市場株価平均法（基準日 3）、類似会社比較法及び DCF 法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること、(iv) 半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成 30 年 3 月期の当社予想利益水準を平成 31 年 3 月期及び平成 32 年 3 月期において継続して計上する見通しではないこと、(v) 当社がさらなる企業価値向上を目指すためには、本取引を通じた映像・通信ソリューション事業における抜本的な構造改革およびポートフォリオ転換の推進並びに、成膜プロセスソリューション事業における先行投資を加速させる機動的な意思決定体制の確立が不可欠・急務であるとの強い認識を持ち、本取引の遅延は当社全体の企業価値を毀損しうること、(vi) 本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）に加えて、本取引の一巡後、映像・通信ソリューション事業を営む当社に、日立製作所が少数株主として再出資すること等を含む本取引の前提条件につき、日立製作所との間で同意が得られていること、(vii) 本公開買付けの公表日である平成 29 年 4 月 26 日以降、すでに 5 カ月を超える期間が経過しているところ、KKR が提示した提案と比較して、公開買付価格や取引実行の確実性を含む諸条件において、対抗的な買収提案は存在しない事実、(viii) 本公開買付けにより全ての少数株主に対して、市場株価に影響を与えず、同一の価格にて市場外での売却機会を提供するものであること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、本公開買付けへの応募推奨の判断にあたりましては、(ix) 過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においてプレミアムが低水準もしくはディスカウントであると考えられ、(x) 東京証券取引所市場第一部における当社の市場株価が本買付条件等変更前の本公開買付価格を上回っている時期が一定程度存在する状況ではあるも

の、平成 29 年 4 月 26 日に本公開買付けを公表済みである状況下において、本公開買付けの公表時と一律に同様の条件を適用することは困難と判断し、上記(i)～(viii)記載の経緯を総合的に考慮しております。

これらを踏まえ、当社は、平成 29 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、上記の検討を踏まえ、平成 29 年 10 月 11 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、平成 29 年 10 月 11 日時点においても、前記「(i) 平成 29 年 4 月 26 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、当社は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものであると考えております。

(iii) 平成 29 年 11 月 24 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由

当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKRのノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、平成 29 年 10 月 11 日付当社プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

当社の前記平成 29 年 4 月 26 日付取締役会決議、平成 29 年 10 月 11 日付取締役会決議及び平成 29 年 11 月 24 日付取締役会決議はいずれも、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」記載の方法により決議されております。

なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 10 月 11 日）の前営業日である平成 29 年 10 月 10 日の東京証券取引所における当社株式の終値 3,100 円に対して、6.45%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっています。

本買付条件等変更後の本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 10 月 11 日）の前営業日である平成 29 年 10 月 10 日の東京証券取引所における当社株式の終値 3,100 円に対して、1.03%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 4.09%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 9.17%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値

2,712 円に対して 15.49%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっています。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、当社株式の価値の算定を依頼し、平成 29 年 4 月 25 日付及び平成 29 年 10 月 10 日付で株式価値算定書（以下、それぞれ「平成 29 年 4 月株式価値算定書」、「平成 29 年 10 月株式価値算定書」といい、併せて「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、野村証券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、原公開買付価格及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(中略)

なお、野村証券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成 29 年 3 月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会より通達のあった「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成 30 年 3 月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成 30 年 3 月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が 30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標（平成 31 年 3 月期）を早期に達成する予定です。なお、平成 31 年 3 月期及び平成 32 年 3 月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成 30 年 3 月期の当社予想利益水準を継続して計上する見通しではありません。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

(訂正後)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村証券に対して、当社株式の価値の算定を依頼し、平成 29 年 4 月 25 日付及び平成 29 年 10 月 10 日付で株式価値算定書（以下、それぞれ「平成 29 年 4 月株式価値算定書」、「平成 29 年 10 月株式価値算定書」といい、併せて「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、野村証券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、原公開買付価格及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(中略)

なお、野村証券が算定に用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成 29 年 3 月期において、早期退職優遇制度の特別募集に係る一時費用及び平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会より通達のあった「消防救急

デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」に記載の独占禁止法違反に係る一時費用が発生しているものの、平成30年3月期以降、映像・通信ソリューション事業において高成長ソリューションを筆頭とした増収、成膜プロセスソリューション事業において主力である縦型成膜装置、トリートメント枚葉装置等の新事業及びサービス事業の伸長が見込まれていること、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移していること、早期退職優遇制度の特別募集に係る収益性改善を見込んでいること等から、平成30年3月期において、営業利益、税引前利益及び当期利益のそれぞれにおいて前期比で増加率が30%以上の大幅な増益となることを見込んでおり、新中期経営計画における営業利益の数値目標（平成31年3月期）を早期に達成する予定です。なお、平成31年3月期及び平成32年3月期については、半導体メーカーの極めて強い投資需要を背景とした平成30年3月期の当社予想利益水準を継続して計上する見通しではありません。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

なお、当社は本買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、平成29年11月24日時点で平成29年10月株式価値算定書において前提とした当社の事業の現状及び将来の見通し等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

② 公開買付者による算定方法

(訂正前)

(前略)

その後、公開買付者は、平成29年8月9日付で、平成29年8月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。本公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、当社が平成29年7月26日付で公表した「第30年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017年度(平成30年3月期) 第1四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、当社及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議及び交渉を踏まえて、平成29年10月11日、本公開買付価格を2,503円から2,900円に引き上げることを決定しました。

公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、日立製作所及び当社間並びに公開買付者及びJIPとの協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

なお、本公開買付価格(2,900円)は、日立製作所による当社株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成28年10月3日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成28年10月3日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,801円に対して61.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,810円に対して60.22%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,752円に対して65.53%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,573円に対して84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成29年4月26日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成29年4月25日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値2,416円に対して20.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,432円に対して19.24%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,502円に対して15.91%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,405円に対して20.58%のプレミア

ムをそれぞれ加えた金額となります。

(訂正後)

(前略)

その後、公開買付者は、平成 29 年 8 月 9 日付で、平成 29 年 8 月上旬の本公開買付けの開始を見送ることを決定いたしました。公開買付けに係る買付価格その他の条件について検討を続けました。公開買付者は、当社が平成 29 年 7 月 26 日付で公表した「第 30 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」、「2017 年度(平成 30 年 3 月期) 第 1 四半期決算補足資料〔IFRS〕(連結)」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」の内容、業績予想の修正の要因となった半導体製造装置業界の動向並びに本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、当社及び日立製作所間並びにKKR及びJIPとの協議及び交渉を踏まえて、平成 29 年 10 月 11 日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を 2,503 円から 2,900 円に引き上げることを決定しました。

公開買付者は、前記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、日立製作所及び当社間並びに公開買付者及びJIPとの協議交渉を経て本取引の対価を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

その後、公開買付者は、平成 29 年 10 月 12 日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し及び本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、平成 29 年 11 月 24 日、本公開買付価格を 2,900 円から 3,132 円に変更することを決定したとのことです。なお、公開買付者は、本買付条件等変更の決定にあたり、当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格(2,900 円)は、日立製作所による当社株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成 28 年 10 月 3 日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成 28 年 10 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 1,801 円に対して 61.02%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,810 円に対して 60.22%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,752 円に対して 65.53%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,573 円に対して 84.36%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成 29 年 4 月 26 日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 2,416 円に対して 20.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対して 19.24%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対して 15.91%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,405 円に対して 20.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格 3,132 円は、日立製作所による当社株式の譲渡に関する一部報道機関による憶測報道(平成 28 年 10 月 3 日の立会時間終了後)がなされる前の取引である平成 28 年 10 月 3 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 1,801 円に対して 73.90%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,810 円に対して 73.04%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,752 円に対して 78.77%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,573 円に対して 99.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、平成 29 年 4 月 26 日付公開買付者プレスリリースの公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 2,416 円に対して 29.64%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,432 円に対して 28.78%、同過去 3 ヶ月間の終値単純

平均値 2,502 円に対して 25.18%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,405 円に対して 30.23%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、本公開買付けを開始した日の前営業日である平成 29 年 10 月 11 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 3,115 円に対して 0.55%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,020 円に対して 3.71%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,876 円に対して 8.90%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,717 円に対して 15.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、当社の支配株主（親会社）である日立製作所と本基本契約を締結しており、本取引の一環として、公開買付者は、当社及び日立製作所以外が所有する当社株式の取得を予定して本公開買付けを行う他、公開買付者による当社の完全子会社化を終えた後、日立製作所は、映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる本会社分割後の当社の株式の一部を公開買付者から取得する予定であること、本公開買付けに係る決済に要する資金の一部及び本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得価額の一部として、日立製作所からの公開買付者に対する本日立出資が予定されていることを踏まえ、当社は、本公開買付の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しました。

(訂正後)

公開買付者は、当社の支配株主（親会社）である日立製作所と本基本契約を締結しており、本取引の一環として、公開買付者は、当社及び日立製作所以外が所有する当社株式の取得を予定して本公開買付けを行う他、公開買付者による当社の完全子会社化を終えた後、日立製作所は、映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる本会社分割後の当社の株式の一部を公開買付者から取得する予定であること、本公開買付けに係る決済に要する資金の一部及び本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得価額の一部として、日立製作所からの公開買付者に対する本日立出資が予定されていることを踏まえ、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しました。

① 入札手続きの実施

(訂正前)

当社は、平成 28 年 9 月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、当社の株式の全ての取得について打診を行い、複数社より当社の株式の取得に関して提案を受領しました。しかしながら、いずれの提案についても、KKR が提示した提案と比べて本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において当社の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しませんでした。

(訂正後)

当社は、平成 28 年 9 月下旬より野村証券及びクレディ・スイス証券を通じて、複数の買手候補先に対し、当社の株式の全ての取得について打診を行い、複数社より当社の株式の取得に関して提案を受領しました。しかしながら、いずれの提案についても、KKR が

提示した提案と比べて本買付条件等変更前の本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本公開買付けの諸条件において当社の株主にとって有利な条件を提示する候補先は存在しませんでした。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

当社は、公開買付者から提示された原公開買付価格及び本公開買付価格の前提となる価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、日立製作所及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券より、本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書の概要については、前記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。なお、野村證券は、当社並びに公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

(訂正後)

当社は、公開買付者から提示された原公開買付価格及び本買付条件等変更前の本公開買付価格の前提となる価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、日立製作所及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券より、本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書の概要については、前記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。なお、野村證券は、当社並びに公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、本買付条件等変更に関する意見表明を行うにあたり、平成29年11月24日時点で平成29年10月株式価値算定書において前提とした当社の事業の現状及び将来の見通し等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。

④ 当社における第三者委員会の設置及び意見の入手

(iii) 平成29年10月11日付答申書の概要

(訂正前)

(前略)

(b) 本取引に係る手続の公正性 (本諮問事項②)

(ア) 本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び(イ) 本取引を構成する各取引の適法性に関し、平成29年4月26日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。(ウ) 本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成29年8月10日以降の交渉により、当社は複数回にわたり本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格(株式併合前1株当たり)(1,710.34円)から本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)(1,870円)へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格(2,503円)から本公開買付価格(2,900円)への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格(本株式併合前1株当たり)をめぐる交渉に、日立

製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがわかれることに加え、以下の(エ)の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。(エ)本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成 29 年 4 月 26 日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成 29 年 4 月時点では 20 営業日とされていた本公開買付けの買付期間が 30 営業日に延長されており、これは、買付者が、当社の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付期間の延長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(c)本取引の取引条件（本諮問事項③）

(ア)平成 29 年 4 月 26 日付答申書に述べた考え方にに基づき、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、①当社は、本取引に関する入札手続を開始した平成 28 年 9 月から 1 年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、当社は、現在の状況下にあつて、市場株価の推移、平成 29 年 10 月 11 日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間の M&A 取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を当社に押し付け、当社においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、②当社及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(b)(エ)の措置を実施している。これに加え、③野村証券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本公開買付価格（2,900 円）は、平成 29 年 10 月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成 29 年 10 月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 4 月 26 日）の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日を基準日 2 として、また平成 29 年 10 月 10 日を基準日 3 として市場株価平均法による算定を行っているところ、本公開買付価格は、①基準日 3 における当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値 3,100 円に対し 6.45%、同日までの過去 1 カ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアム、②基準日 2 における当社株式の終値 2,416 円に対しては 20.03%、同日までの過去 1 カ月間の終値単純平均値 2,432 円に対しては 19.24%、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対しては 15.91%、同 6 カ月の終値単純平均値 2,405 円に対しては 20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村証券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利

益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）は、尊重されるべきものであって、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思料する。

（中略）

（d）本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか（本諮問事項④）

以上(a)から(c)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成29年4月26日付答申書作成の時点では、公開買付者の優先株式を引き受けて105億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成29年9月以降の交渉過程において、この出資金額は130億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることに変わりはなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと思料され、前記(a)から(c)で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

（訂正後）

（前略）

（b）本取引に係る手続の公正性（本諮問事項②）

（ア）本取引を構成する各取引を実施することとした理由、及び（イ）本取引を構成する各取引の適法性に関し、平成29年4月26日付答申書における記載に変更すべき点は見当たらない。（ウ）本取引に係る買収者の選定プロセス及び価格等の取引条件に係る交渉プロセスについては、平成29年8月10日以降の交渉により、当社は複数回にわたり本買付条件等変更前の本公開買付価格の増額に成功しており、他方で、当社及び日立製作所との間の価格・条件交渉は、少数株主の利益に即した協議及び交渉が行われていることを確認するために当委員会の委員である虎頭健四郎氏が出席した上で行われ、結果的に、原自己株式取得価格（株式併合前1株当たり）（1,710.34円）から本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）（1,870円）へと引き上げられたところ、その引き上げ幅の割合は、原公開買付価格（2,503円）から本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900円）への引き上げ幅の割合よりも低くなっており、かかる交渉結果をみても、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）をめぐる交渉に、日立製作所が親会社の立場を不当に利用して交渉を行ったといった不公正な点はなかったことがうかがわれることに加え、以下の（エ）の利益相反回避措置をも勘案すると、価格を中心とした取引条件の交渉プロセスに関し、公正性を害する事情は見当たらない。（エ）本取引における構造的な利益相反回避措置の適切性に関する分析については、平成29年4月26日付答申書に記載のとおりであるが、これに加え、平成29年4月時点では20営業日とされていた本買付条件等変更前の本公開買付けの買付期間が30営業日に延長されており、これは、買付者が、当社の一般株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付

者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことであり、かかる公開買付け期間の伸長は、利益相反回避措置の適切性を担保する事情であると評価できる。以上からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されているといえる。

(c)本取引の取引条件（本諮問事項③）

(ア)平成 29 年 4 月 26 日付答申書に述べた考え方に基づき、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）について、その交渉経緯や、利益相反を回避するために採られた措置といった手続面を検討するに、①当社は、本取引に関する入札手続を開始した平成 28 年 9 月から 1 年以上もの時間をかけて入札手続を実施して買付者を選定し、事業環境や市場の状況等をも踏まえて、価格交渉を粘り強く行ってきたところ、当社は、現在の状況下にあつて、市場株価の推移、平成 29 年 10 月 11 日に公表予定の業績予想の上方修正及び当該上方修正の要因となった半導体製造装置業界の動向等を適宜踏まえつつ、その少数株主にとって現実的に考えられる最も有利なあるいはそれに近い条件を引きだしたと評価することも可能である。かかる事実経緯からすれば、本取引は全体から見ると、通常実施される独立第三者間の M&A 取引と同等の手続きを踏まえ合意に至ったものであり、日立製作所が親会社という地位を利用して一方的に自己に有利な条件を当社に押し付け、当社においても、唯々諾々と日立製作所の言いなりになったという事実関係は見受けられない。また、②当社及び日立製作所は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、前記(b)(エ)の措置を実施している。これに加え、③野村証券による株式価値の算定手法及び結果に不合理な点は認められず、本買付条件等変更前の本公開買付価格（2,900 円）は、平成 29 年 10 月株式価値算定書におけるすべての算定結果において、上限値を超えるか、中央値の近辺に位置する。

なお、平成 29 年 10 月株式価値算定書は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 4 月 26 日）の前営業日である平成 29 年 4 月 25 日を基準日 2 として、また平成 29 年 10 月 10 日を基準日 3 として市場株価平均法による算定を行っているところ、本買付条件等変更前の本公開買付価格は、①基準日 3 における当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値 3,100 円に対し 6.45%、同日までの過去 1 カ月間の終値単純平均値 3,009 円に対して 3.62%のディスカウントとなる金額であるものの、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,869 円に対して 1.08%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,712 円に対して 6.93%のプレミアム、②基準日 2 における当社株式の終値 2,416 円に対しては 20.03%、同日までの過去 1 カ月間の終値単純平均値 2,432 円に対しては 19.24%、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,502 円に対しては 15.91%、同 6 カ月の終値単純平均値 2,405 円に対しては 20.58%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となっている。

以上に述べた交渉経緯、利益相反回避措置の内容、野村証券による株価算定の手法及び算定結果等を踏まえると、本取引を実施するに際して、日立製作所と少数株主との間の利益相反関係の存在により意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、一般に公正と認められる手続により本取引が行われるものと考えられ、そのようなプロセスを経て決定された本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前 1 株当たり）は、尊重されるべきものであつて、安易に介入することが認められるべきものではない。この意味において、これらの価格の正当性・妥当性は担保されていると思料する。

(中略)

(d) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか (本諮問事項④)

以上(a)から(c)で述べた通りの意味において、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の正当性・妥当性は担保されているものといえる。したがって、日立製作所が親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、日立製作所が不当に利益を得たという事実は認められないという意味において、本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないといえることができる。

なお、日立製作所は、平成 29 年 4 月 26 日付答申書作成の時点では、公開買付者の優先株式を引き受けて 105 億円の金銭出資を行うものとされていたところ、平成 29 年 9 月以降の交渉過程において、この出資金額は 130 億円に増額されたとのことである。しかし、この出資に関しては、議決権を伴わないものであること、本取引における買収金額を交渉する過程において、買収金額の総額を増額する目的のために出資金額も増額されたものであることには変わりなく、少数株主との間の利益相反の程度は低いと思料され、前記(a)から(c)で述べた意見に特段の影響を及ぼすものではない。

なお、第三者委員会は、平成 29 年 11 月 24 日に、当社取締役会に対して、本買付条件等変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見を提出しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

(訂正前)

(前略)

また、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 本日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、当社は、平成 29 年 9 月 25 日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格 (2,503 円) から 2,850 円に、自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) を原自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) (1,710.34 円) から 1,850 円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成 29 年 10 月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本公開買付価格である 2,900 円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 本日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、前記両取締役会においては、当社の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加しておりません。

(訂正後)

(前略)

また、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 平成 29 年 10 月 11 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の通り、当社は、平成 29 年 9 月 25 日、公開買付者から、公開買付価格を原公開買付価格 (2,503 円) から 2,850 円に、自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) を原自己株式取得価格 (株式併合前 1 株当たり) (1,710.34 円) から 1,850 円に、それぞれ引き上げることを前提に、平成 29 年 10 月上旬を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、その後、数次の交渉を経て決定した本買付条件等変更前の本公開買付価格である 2,900 円を含む本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成 29 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたが、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」の「(ii) 平成 29 年 10 月 11 日付意見表明に係る取締役会決議に至る過程及び理由」に記載の検討を踏まえ、平成 29 年 10 月 11 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を変更なく表明することに加えて、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

さらに、当社は、本買付条件等変更及び第三者委員会の意見を踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、各事業を取り巻く事業環境の変化に対応して、映像・通信ソリューション事業の抜本的な構造改革と事業の選択と集中を含めたポートフォリオ転換や、成膜プロセスソリューション事業の成長に不可欠な先行投資を加速するために、KKR のノウハウやリソースを活用して、より機動的な経営体制を確立することが、当社の企業価値の向上に資し、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものとの考えに変わりはないことから、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性等を考慮して、平成 29 年 10 月 11 日付当社プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見及び本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、前記各取締役会においては、当社の取締役のうち、齊藤裕氏については日立製作所において代表執行役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の立場において、本取引に係る検討・審議を行う取締役会に出席しておらず、また、本取引の検討、本取引に関する公開買付者及び日立製作所との協議・交渉にも参加しておりません。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

(前略)

また、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びに J I P との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、当社及び日立製作所は当社株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、当社及

び日立製作所によりKKR及びJIPが最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことですが、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

(訂正後)

(前略)

また、前記「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii)公開買付者と当社及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、当社及び日立製作所は当社株式の全ての譲渡を複数の買手候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の買付候補者との比較を通じて、当社及び日立製作所によりKKR及びJIPが最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことですが、公開買付者は、本買付条件等変更前の公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより(なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は40営業日に延長されています。)、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は平成29年10月12日(木曜日)から平成29年12月8日(金曜日)までとなります。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 本基本契約

(訂正前)

(前略)

(注) 前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資(130億円)により日立製作所に対して割り当てるA種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しているとのことです。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii)公開買付者と当社及び日立製作所並びにJIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

(注) 前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠

及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者が、本日立出資（150 億円）により日立製作所に対して割り当てるA種優先株式については、完全無議決権株式であり、公開買付者の普通株式その他の議決権を有する株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されないことを予定しているとのことです。本日立出資を行うこととなった経緯については、前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii)公開買付者と当社及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。

(2) 本日立出資契約

(訂正前)

公開買付者は、平成 29 年 10 月 11 日付で、日立製作所との間で新株引受契約書を締結し、(i) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50 億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額（以下「第 1 回引受金額」といいます。）をA種優先株式（注 1）1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 1 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を以下「第 1 回本日立出資」といいます。）、(ii) 公開買付者は、本スクイーズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、130 億円から第 1 回引受金額を控除した額（以下「第 2 回引受金額」といいます。）をA種優先株式 1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 2 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を「第 2 回本日立出資」といい、第 1 回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。）、(iii) 公開買付者は、第 1 回引受日以降いつでも、A種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額（注 2）を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び(iv) 日立製作所は、第 1 回引受日から 6 年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A種優先株式 1 株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しているとのことです。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、日立製作所との間で、平成 29 年 10 月 11 日付で新株引受契約書を、平成 29 年 11 月 24 日付で新株引受契約書の変更契約書をそれぞれ締結し、(i) 公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの間で公開買付者が合理的に指定する日に、50 億円を上限として公開買付者が合理的に指定する金額（以下「第 1 回引受金額」といいます。）をA種優先株式（注 1）1 株当たりの払込価格である 100 円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第 1 回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を以下「第 1 回本日立出資」といいます。）、(ii) 公開買付者は、本スクイーズアウトに係る決済日の前営業日又は公開買付者及び日立製作所間で別途書面により合意した日に、150 億円から第 1 回引受金額を控除した額（以下「第 2 回引受金額」といいます。）をA種優先株式 1 株当たりの払込価格である 100

円で除した数のA種優先株式を日立製作所に対して発行し、日立製作所は、第2回引受金額を公開買付者に対して払込むこと（日立製作所によるかかる出資を「第2回本日立出資」といい、第1回本日立出資と併せて以下「本日立出資」といいます。）、(iii) 公開買付者は、第1回引受日以降いつでも、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額（注2）を日立製作所に支払うことと引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得できること、及び(iv) 日立製作所は、第1回引受日から6年が経過した場合、公開買付者について支配権の変更があった場合等において、A種優先株式1株当たり、優先株式取得金額に相当する金銭と引き換えに、日立製作所の所有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを公開買付者に対して請求できること等について合意しているとのことです。

(後略)

9. 今後の見通し

(訂正前)

(前略)

前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、KKRからは、本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）の関係について、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）を本公開買付価格よりも低く設定することで、当社の少数株主にとっては本公開買付けは優位な売却機会となる一方、日立製作所にとっては、本自己株式取得による当社株式の売却にはみなし配当益金不算入の税制が適用されるので、税引後手取り額では本公開買付けに応じた場合に匹敵する売却収入の実現が可能になるとの説明を受けています。なお、当社は、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）に係る日立製作所にとっての税効果見積の前提を確認した上で、当社独自の試算に基づき、本自己株式取得による日立製作所にとっての1株あたりのみなし配当に係る税効果額を加味した実際の税引後手取り額が本公開買付価格に応じた場合の税引後手取り額を上回らないことを確認しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社及び日立製作所並びにJ I Pとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の通り、KKRからは、本買付条件等変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）の関係について、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）を本買付条件等変更前の本公開買付価格よりも低く設定することで、当社の少数株主にとっては本公開買付けは優位な売却機会となる一方、日立製作所にとっては、本自己株式取得による当社株式の売却にはみなし配当益金不算入の税制が適用されるので、税引後手取り額では本公開買付けに応じた場合に匹敵する売却収入の実現が可能になるとの説明を受けています。なお、当社は、本自己株式取得価格（本株式併合前1株当たり）に係る日立製作所にとっての税効果見積の前提を確認した上で、当社独自の試算に基づき、本自

己株式取得による日立製作所にとっての1株あたりのみなし配当に係る税効果額を加味した実際の税引後手取り額が本公開買付価格に応じた場合の税引後手取り額を上回らないことを確認しております。

(後略)

10. 支配株主との取引等に関する事項

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

(訂正前)

当社は、平成29年4月26日付で、支配株主との間に利害関係を有しない者で構成される第三者委員会より、日立製作所が、親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、不当に利益を得たという事実は認められないという意味において本取引は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を入手しております。また、当社は、平成29年4月26日付答申書の本諮問事項③の意見を前提とした平成29年4月26日付答申書の本諮問事項④に係る意見について、維持することは困難であるとした平成29年8月9日付答申書を受領したものの、本日付で、第三者委員会より、前記意見に変更がない旨の答申書を入手しております。詳細は、前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

(訂正後)

当社は、平成29年4月26日付で、支配株主との間に利害関係を有しない者で構成される第三者委員会より、日立製作所が、親会社であることを利用して当社の少数株主の犠牲のもとに、不当に利益を得たという事実は認められないという意味において本取引は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を入手しております。また、当社は、平成29年4月26日付答申書の本諮問事項③の意見を前提とした平成29年4月26日付答申書の本諮問事項④に係る意見について、維持することは困難であるとした平成29年8月9日付答申書を受領したものの、平成29年10月11日付で、第三者委員会より、前記意見に変更がない旨の答申書を入手しております。また、第三者委員会は、平成29年11月24日に、当社取締役会に対して、本買付条件等変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、前記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見を提出しております。詳細は、前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

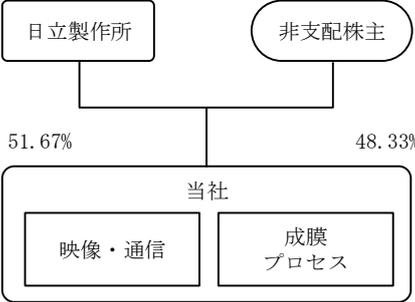
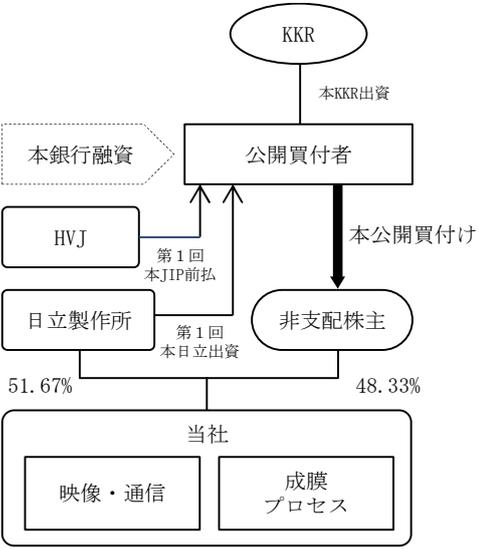
以上

(参考) 買付け等の概要

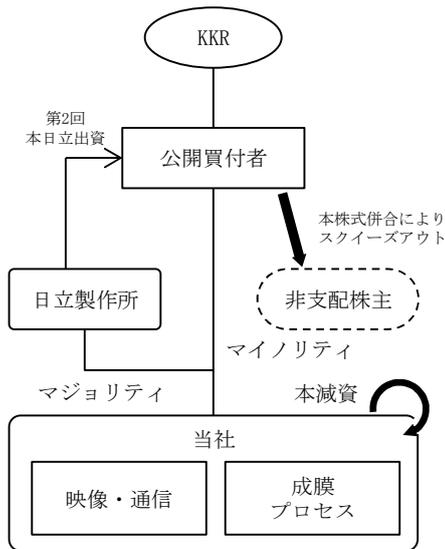
公開買付者が本日公表したプレスリリース「株式会社日立国際電気（証券コード 6756）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

添付資料1 本取引のスキーム図

(本買付条件等変更を反映したものを記載しており、変更箇所には下線を付しております)

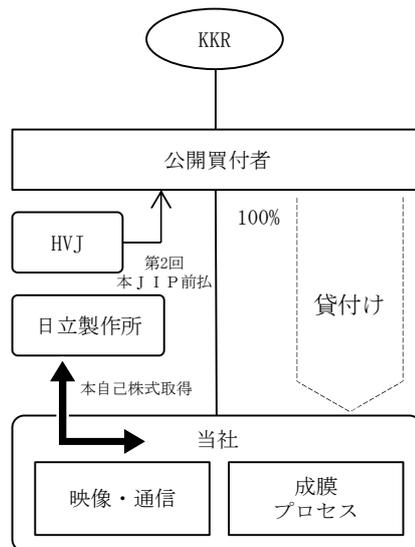
| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>現状</p> |  <p>■ 平成29年6月30日時点において、当社の発行済株式総数（自己株式数を除く）の51.67%を日立製作所が所有し、残りの48.33%を非支配株主が所有。</p> |
| <p>公開買付者による公開買付け及びその決済に要する資金の調達</p> |  <p>■ 本公開買付けを通じて当社株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、当社の事業活動を支配及び管理することを主な目的として設立された合同会社（公開買付者）による日立製作所売却予定株式を除く当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けの実施。</p> <p>■ 本公開買付けに係る決済に要する資金を、本銀行融資により調達する資金の一部、KKRによる本KKR出資、HVJによる第1回本JIP前払、及び日立製作所による公開買付者への第1回本日立出資により賄う予定。</p> |

公開買付者による株式併合を用いたスクイーズアウト、自己株式取得のための分配可能額の確保を目的とした当社による減資

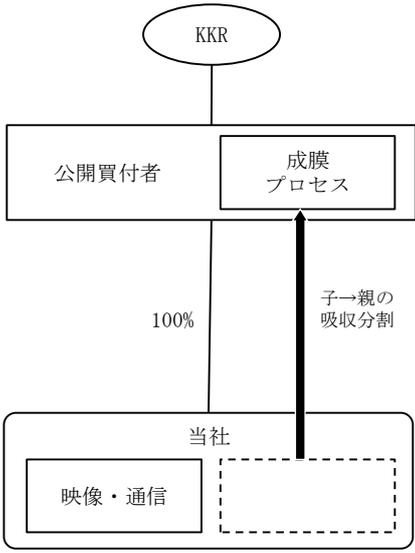
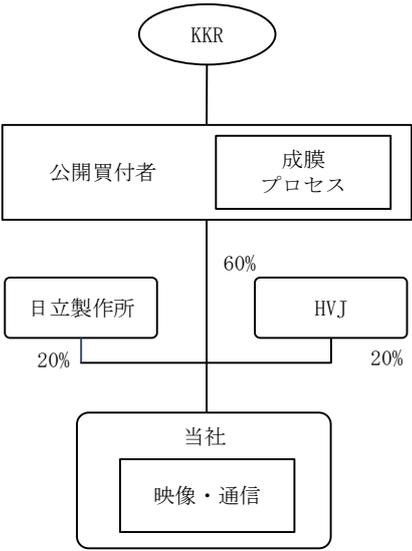


- 本公開買付けの成立後、公開買付者が当社株式の全て（但し、日立製作所及び当社が所有する株式を除く。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して本株式併合を実施することにより、当社の株主を公開買付者及び日立製作所のみとすることを要請する予定。また、本株式併合は、本公開買付け成立後における本臨時株主総会による承認を経て、平成30年3月中旬から下旬の効力発生を想定。
- 本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得価額について、本銀行融資で調達する資金の一部及び第2回本日出資で調達する資金の一部により賄うことを予定。
- 当社による日立製作所からの本自己株式取得による自己株式取得に必要な分配可能額を確保するために、当社は、本減資（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）を実施することを予定。なお、本減資を付議議案に含む臨時株主総会は本株式併合の効力発生を経て、当社の株主が日立製作所と公開買付者のみとなった後に実施することを予定。

当社による日立製作所からの自己株式取得、公開買付者から当社に対する貸付けの実施



- 本公開買付け、本株式併合及び本減資の完了後、当社が、日立製作所が所有する当社株式の全てを自己株式取得（本自己株式取得）。
- 当社による本自己株式取得直後に公開買付者から当社に対する貸付け（ブリッジローン）を実施し、当社から日立製作所に本自己株式取得に係る譲渡代金を支払うことを予定。

| | |
|---|---|
| <p>公開買付者を承継法人とする当社による成膜プロセスソリューション事業の吸収分割</p> |  <ul style="list-style-type: none"> ■ 本公開買付け、本株式併合及び本自己株式取得により当社の完全親会社となる公開買付者を吸収分割承継法人とし、当社における成膜プロセスソリューション事業の吸収分割を実施することを予定。 |
| <p>公開買付者による日立製作所及びHVJへの当社株式の一部の譲渡</p> |  <ul style="list-style-type: none"> ■ 公開買付者による日立製作所への本株式一部譲渡（日立製作所）を通じて、日立製作所は映像・通信ソリューション事業のみを営むこととなる当社と資本関係を継続する予定。 ■ 平成30年5月上旬から中旬を目途として公開買付者による日立製作所及びHVJへの本株式一部譲渡を含む一連の取引を完了させる想定。 |